

## 西郷村新庁舎建設検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新庁舎の建設について必要な事項を検討及び協議するため、西郷村新庁舎建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 新庁舎建設基本設計に関すること。
- (2) その他新庁舎建設に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、15人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 建築に関する資格を有する者
- (3) 公的団体から推薦された者
- (4) 村議会から推薦された者
- (5) その他村長が必要と認めた者

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条第1項に規定する事務が終了するまでとする。ただし、委員が委嘱され、又は任命されたときの要件を欠くに至ったときは、委員の職を失うものとし、新たに要件を満たす者が委員となるものとする。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 2 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

### (守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、拠点整備室において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

### 附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。